

令和5年度第3回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時	令和6年2月7日（水） 午後1時55分から
場所	兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室（センタープラザ18階）

令和5年度第3回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和6年2月7日(水) 午後1時55分～午後2時45分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(5名)

理事長 酒井 隆 明(丹波篠山市長)

副理事長 庵 途 典 章(佐用町長)

副理事長 岡 田 康 裕(加古川市長)

専務理事 福 田 庸 二

理 事 浜 上 勇 人(香美町長)

(2) 書面出席(6名)

理 事 田 村 克 也(三 田 市 長) (代理) 国保医療課長 赤 井 克 也

蓬 萊 務(小 野 市 長) (代理) 市民課主幹 仲 山 聖

清 元 秀 泰(姫 路 市 長) (代理) 国民健康保険課長 橋 谷 篤 典

上 崎 勝 規(洲 本 市 長) (代理) 保険医療課長 中 尾 幸 子

河 野 勝 雄(兵庫県国民健康保険組合専務理事) (代理) 専務理事 寺 田 利 樹

石 井 登志郎(西 宮 市 長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(9名)

事務局長 入 江 健 介 総務部長 山 中 理 恵

審査部長 宮 崎 勝 也 保険者支援部長 松 本 嘉 弘

総務課長 草 田 康 史 財務課長 竹 正 樹

審査第1課長 馬 場 智 子 事業課長 岩 路 義 史

情報システム課長 藤 川 雅 信

5 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 6 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 7 号 兵庫県国民健康保険団体連合会常勤役員の給料について
- 報告第 8 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

(2) 議決事項

- 議案第 1 6 号 令和 5 年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算補正について
- 議案第 1 7 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員選出に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 8 号 兵庫県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 1 9 号 令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び手数料の単価について
- 議案第 2 0 号 令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第 2 1 号 令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算について
- 議案第 2 2 号 令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度額について
- 議案第 2 3 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の選出について
- 議案第 2 4 号 第 1 4 7 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会の招集について

6 会議の概要

開 会	草田総務課長の司会により開会
開会あいさつ	酒 井 隆 明 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長が議長に選任された。 議 長 酒 井 隆 明 理事長
出席者の報告	草田総務課長から報告を行った。 出席者 5 名、書面出席者 6 名
理事会成立宣言	酒井議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、浜上理事が指名された。 議事録署名人 浜 上 勇 人 理事
議 事	入江事務局長から説明及び報告を行った。 ・ 報告事項 (3 件) ・ 議決事項 (9 件)
閉 会	

7 議事（要旨）

草田総務課長

ただ今から令和5年度第3回理事会を開会いたします。

開会にあたりまして、理事長の酒井丹波篠山市長から御挨拶を申し上げます。

酒井理事長

皆さん、こんにちは。

寒い毎日が続いておりますけれども、本日理事会を開催しましたところ、皆さまお忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

今年は、年始から大きな地震がありまして、それぞれの市町でも色々御支援いただいていると思いますけれども、今後とも息の長い支援を引き続きできればと思っております。

さて、国保連合会を取り巻く状況ですが、診療報酬の審査支払業務については、国の「審査支払機能に関する改革工程表」に基づいた取組が進められておりまして、令和6年度は、支払基金とのシステム共同利用の第一段階として「受付領域の共同利用」が始まります。

また、保険者事務の支援につきましては、国が令和7年度までの移行を求めている「地方公共団体情報システムの標準化」について、連合会が、国保の事務処理システムを共同運用し、各市町の事務を受託するための準備を進めて行くなど、令和6年度は、保険者支援事業にも、より一層、注力しようとしています。

本日は、これら「令和6年度事業計画」や「予算」に関する議案などを、御審議いただくことになります。

どうかよろしくお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

草田総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

規約第32条第1項の規定により、酒井理事長をお願いいたします。

酒井議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

まず、本日の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

草田総務課長

理事定数は11名でございます。

本日の出席者5名、代理出席を含め、書面出席6名、以上、過半数の出席がありますことを御報告いたします。

酒井議長

規約第34条第1項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定により、議長が指名することになっておりますので、香美町長の浜上理事さんをお願いいたします。

浜上理事

はい。

酒井議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、報告事項として、報告第6号「役員の給与等に関する規程の一部を改正

入江事務局長

する規程の制定について」から報告第 8 号「職員服務規程の一部を改正する規程の制定について」までを報告いたします。

お願いいたします。

事務局長の入江でございます。

よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、「令和 5 年度第 3 回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」に基づき、説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」につきましては以下、「本会」と略させていただきます。

議案書の 3 ページをお願いいたします。

報告第 6 号から第 8 号につきましては、本会規約第 34 条の 2 の規定により、臨時急施を要し、理事会を招集する暇がございましたので、令和 5 年 12 月 18 日に理事長専決処分を行ったものでございます。

それでは、報告第 6 号「本会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例」の改正内容に準じて所要の整備を行うため、制定したものでございます。

4 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、期末手当に係る支給割合を記載のとおり改正したもので、令和 5 年 12 月 18 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用でございます。

8 ページをお願いいたします。

報告第 7 号「本会常勤役員の給料について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容及び「行財政運営方針」に準拠し、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月分までの額を定めたものでございます。

10 ページをお願いいたします。

報告第 8 号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容に準じて所要の整備を行うため、制定したものでございます。

11 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、(1) 給料表の給料月額を改定し、(2) 期末手当の支給割合、(3) 勤勉手当の支給割合を記載のとおり改正したもので、令和 5 年 12

月 18 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用でございます。

以上、報告第 6 号から第 8 号の説明を終わります。

酒井議長

それでは、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようですので、以上で報告事項の説明を終わります。

続きまして、議決事項として、議案第 16 号「令和 5 年度歳入歳出予算補正について」を提案いたします。

よろしく申し上げます。

入江事務局長

それでは、議案書の 29 ページをお願いします。

議案第 16 号「令和 5 年度本会歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、診療報酬等の実績等を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、でございます。

30 ページをお願いいたします。

「令和 5 年度一般会計及び特別会計別予算補正の概要について」でございます。

「1 補正の概要」でございますが、(1) 各特別会計における診療報酬等支払勘定につきましては、「診療報酬等の実績による必要な予算補正を行う」ものでございます。

(2) 一般会計及び各特別会計における業務勘定につきましては、「実績等による必要な予算補正を行う」もの、「令和 6 年度以降の各種システムのクラウド化や、審査支払システムの社会保険診療報酬支払基金との共同開発等により見込まれるシステム経費に対する財源確保のため、ICT 積立資産への積立てを増額する」ものでございます。

「2 会計別予算補正額」ですが、最下段の合計をお願いいたします。

補正前の額 1 兆 9,611 億 4,994 万 6 千円、

補正額 6 億 3,359 万 5 千円の減、

補正後の額 1 兆 9,605 億 1,635 万 1 千円、

補正前との比較は、四捨五入により 100.0%となっております。

次に、各会計の予算補正でございますが、限られた時間でもございますので、お手元の右上「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

それでは、概要版の 1 ページをお願いいたします。

令和 5 年度予算補正につきましては、補正額の合計、補正後の合計、対補正前比及び主な増減を説明させていただきます。

「(1) 一般会計」でございます。

補正額 3,180 万 7 千円の減、

補正後の額 6 億 5,749 万 6 千円、

補正前との比較 95.4%、

主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「事業費」の減でございます。

2 ページをお願いいたします。

「(2) 診療報酬審査支払特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2 億 3,139 万 4 千円の増、

補正後の額 40 億 1,047 万 1 千円、

補正前との比較 106.1%、

主な補正理由は、歳入の「繰越金」、歳出の「予備費」でございまして、これらは実費弁償方式への対応となっております。

「繰越金」の増は、令和 8 年度以降に予定されている、支払基金との審査領域の共同利用に係る国保総合システムの更改に向けて、その財源となる ICT 積立資産への積立てを、実費弁償方式への対応として、令和 4 年度の積立額を抑制し、令和 5 年度及び令和 6 年度の積立てへと変更したことによるものでございます。

また、「予備費」の増は、歳入の繰越金の増等に伴うもので、この予備費は、令和 6 年度に繰越したうえで、ICT 積立資産への積立て及び国保総合システム運用負担金の増額分に充当いたします。

3 ページをお願いいたします。

「イ 診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 24 億 617 万 2 千円の減、

補正後の額 4,337 億 2,089 万 1 千円、

補正前との比較 99.4%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の「診療報酬等受入金及び支出金」の減でございます。

4 ページをお願いいたします。

「(3) 介護保険事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 1 億 3,287 万 1 千円の増、

補正後の額 39 億 4,559 万 5 千円、

補正前との比較 103.5%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の「主治医意見書料等受入金及び支出金」の増でございます。

5 ページをお願いいたします。

「イ 介護給付費等支払勘定」でございます。

補正額 105 億円の減、

補正後の額 5,001 億 4,000 万 2 千円、

補正前との比較 97.9%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の「介護給付費受入金及び支出金」の減でございます。

次に、「ウ 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

補正額 1 億 200 万円の増、

補正後の額 45 億 8,064 万 2 千円、

補正前との比較 102.3%、

補正理由は、歳入及び歳出の「公費負担医療等受入金及び支出金」の増でございます。

6 ページをお願いいたします。

「(4) 障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 12 万円の減、

補正後の額 2 億 3,323 万 2 千円、

補正前との比較 99.9%、

主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「総務費」の減でございます。

7 ページをお願いいたします。

「イ 障害介護給付費支払勘定」でございます。

補正額 40 億円の増、

補正後の額 1,313 億 2,012 万 2 千円、

補正前との比較 103.1%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の「障害介護給付費受入金及び支出金」の増でございます。

8 ページをお願いいたします。

「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

補正額 1,705 万 4 千円の減、

補正後の額 1 億 6,530 万 1 千円、

補正前との比較 90.6%、

主な補正理由は、歳入の「手数料」、歳出の「総務費」の減でございます。

9 ページをお願いいたします。

「(6) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 8,129 万 3 千円の増、

補正後の額 33 億 143 万円、

補正前との比較 102.5%、

主な補正理由は、歳入の「繰越金」、歳出の「積立金」の増でございます。

「繰越金」の増は、国保業務勘定と同様に、実費弁償方式への対応として、令和 4 年度の ICT 積立資産への積立額を抑制し、令和 5 年度及び令和 6 年度の積立てへと変更したことによるものでございます。

10 ページをお願いいたします。

「イ 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 77 億 7,400 万円の増、

補正後の額 8,400 億 9,876 万 3 千円、

補正前との比較 100.9%

主な補正理由は、歳入及び歳出の「後期高齢者医療診療報酬受入金及び支出金」の増でございます。

以上、議案第 16 号の説明を終わります。

なお、補正予算につきましては、別に参考資料 1 として「令和 5 年度収支補正予算書」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

酒井議長

それでは、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようですので、議案第 16 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

異議なく御承認いただきました。

議案第 16 号は、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

続きまして、令和 6 年度関係議案に入ります。

議案第 17 号「役員選出に関する規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第 19 号「負担金及び手数料の単価について」を一括提案いたします。

説明をお願いします。

入江事務局長

それでは、議案書にお戻りいただきまして、71 ページをお願いいたします。

議案第 17 号「本会役員選出に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、令和 6 年度以降の役員の選出について、所要の整備を行うためでございます。

72 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、別表（第 2 条関係）を削除し、所要の整備を行うもので、施行期日は、令和 6 年 2 月 7 日から施行し、令和 6 年度の役員選出から適用するものでございます。

79 ページをお願いいたします。

議案第 18 号「本会電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、国民健康保険中央会のシステムクラウド化に伴い生じる、導入作業費用の充当財源として積み立てるため、でございます。

80 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、国民健康保険中央会のシステムクラウド化に伴い生じる導入作業費用の充当財源として積み立てるため、積立対象の会計に「一般会計」を追加するもので、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

84 ページをお願いいたします。

議案第 19 号「令和 6 年度 本会負担金及び手数料の単価について」でございます。

提案理由は、令和 6 年度の各負担金及び手数料の単価を定めるためでございます。

令和 6 年度の負担金及び手数料の単価を、85 ページから 92 ページまでの別記のとおりといたします。

なお、令和 5 年度から見直しを行う手数料については、令和 5 年 11 月 29 日に開催いたしました、第 2 回理事会にてご説明させていただいておりますが、85 ページ、(2) 国保データベース (KDB) システム負担金 のうち、「市町」は 34 円 11 銭、令和 5 年度比較で、プラス 3 円 31 銭、「国保組合」につきましては、29 円 85 銭、令和 5 年度比較で、プラス 1 円 25 銭、引き上げさせていただきます。

また、86 ページの (3) 療養費に係る手数料の、「ア 療養費（柔道整復師施術療養費を除く。）に係る手数料」は 91 円、令和 5 年度比較で、プラス 11 円、「イ 柔道整復師施術療養費（福祉医療費含む。）に係る手数料」、のうち、一番上「審査支払手数料」を 107 円、令和 5 年度比較で、プラス 9 円、その下「審査（支払除く。）手数料」「特別療養費」をそれぞれ 91 円、令和 5 年度比較で、プラス 11 円に引き上げさせていただきます。

酒井議長

以上、議案第 17 号から議案第 19 号の説明を終わります。

それでは、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようですので、議案第 17 号から議案第 19 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

異議なく御承認いただきました。

議案第 17 号から議案第 19 号までは、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第 20 号「令和 6 年度事業計画について」から議案第 22 号「退職給付引当資産等の処分限度額について」までを一括提案いたします。

ご説明をお願いします。

入江事務局長

それでは、議案書の 93 ページをお願いいたします。

議案第 20 号「令和 6 年度本会事業計画について」でございます。

提案理由は、令和 6 年度の事業計画として、この議案を提案するものでございます。

なお、内容につきましては、令和 5 年度第 2 回理事会において、ご説明させていただいた内容と同一になっております。

94 ページをお願いいたします。

「令和 6 年度事業計画について」、「1 基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等に係る各種事業を行っております。

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年など本格的な高齢化社会が到来するなか、国保においては、被保険者の減少に伴う保険財政等への影響が懸念される一方、介護保険においては、令和 4 年度における介護給付費が過去最多の 11 兆円を超えるなど、介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっており、国においては、「全世代型社会保障制度の構築」などの議論が行われております。

本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務については、令和 3 年 3 月に厚労省・支払基金・国保中央会の三者で策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の不合理な差異の解消やシステムの整合などについての取組が進められております。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をはじめとした「医療 DX」

や「診療報酬 DX」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく自治体システムの標準化など、国によるデジタル化が推進されており、保険者への影響も少なくない状況がございます。

これらの情勢や課題に適切に対応するため、令和6年度の本会事業運営は、医療費や介護給付費の適正化に係る審査支払業務に取り組むとともに、保険者ニーズを踏まえた積極的な保険者支援を進めるなど、以下の3点の基本方針のもと諸事業を展開してまいります。

1つ目が「審査支払業務の充実・強化」、2つ目が「保険者支援事業の充実・強化」、最後が「効率的な運営体制の確立」としておりまして、内容は記載のとおりでございます。

95 ページをお願いします。

「2 主要事業の概要」は先程の基本方針の3点につきまして、それぞれ記載しております。

(1) 審査支払業務の充実・強化、「ア 診療報酬等及び療養費等審査支払業務」につきましては、(ア) 診療報酬等審査支払業務の充実・強化、(イ) 統一的なコンピュータチェックルールの設定・拡充でございますが、審査を適正かつ効率的に行うため、審査委員会の円滑な運営を行うとともに、保険医療機関等に対して、正確かつ確実な支払を行います。

また、職員の審査業務能力の向上を図り、専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むとともに、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、コンピュータチェック及び審査基準の統一を計画的に進め、審査精度の向上と事務の効率化に積極的に取り組んでまいります。

(ウ) 資格確認業務でございます。

資格喪失後受診等のレセプトを、本会の一次審査時点で発見・返戻することにより、給付の適正化を図るとともに、保険者の事務負担軽減に努めてまいります。

(エ) 療養費等の審査支払業務につきましては、審査を適正かつ効率的に行い、施術機関に対して、正確かつ確実な支払を行います。

また、現在、審査業務のみとなっている「あはき療養費」は、本会で受付から支払までの業務を受託することとし、令和7年度からの開始に向けた具体的な準備を進めてまいります。

「イ 介護給付費等審査支払業務」、「ウ 障害者総合支援法関係業務」につきましては、適正かつ効率的な審査を実施するとともに、事業所に対して正確・確実な支払を行ってまいります。

96 ページをお願いいたします。

(2) 保険者支援事業の充実・強化でございます。

「ア 共同事業等の積極的な推進」につきまして、(ア) 国保保険者事務共同電算処理業務でございます。

医療費適正化の支援や保険者事務の効率化を図るため、記載の事業を含め、各種の共同事業を実施してまいります。

(イ) 国保事務の標準化・広域化に関する支援の実施は、今年度より新たに取り組んでいる事業ですが、「国保事務の標準化・広域化に関する検討会」での協議を踏まえ、特別調整交付金(結核・精神)の申請支援事務を開始いたします。

また、「市町村事務処理標準システム」については、共同運用を希望する保険者と調整を行いながら、具体的な準備を進めてまいります。

(ウ) レセプト2次点検の実施に向けた取組ですが、新たに開始する事業でございます。多くの保険者が業者委託により実施しているレセプト2次点検を、本会で受託できるよう具体的な準備を進めてまいります。

(エ) は第三者行為求償事務ですが、こちらにつきましては、医療費及び介護給付費の適正化に資するよう、損害賠償求償事務を行ってまいります。

また、記載のとおり、求償事案発見のための情報提供や、県と連携した研修会の開催などにより、保険者の取組を支援してまいります。

(オ) (カ)、そして 97 ページの (キ) は、介護保険関係でございます。

介護給付の適正化支援、データを活用した介護予防の取組支援、介護サービス苦情処理業務につきまして、記載のとおり保険者支援に取り組んでまいります。

次に、「イ 保健事業等の積極的な展開」でございます。

(ア) 保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施といたしましては、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、本会保健師が専門家との連携による、各保険者に合わせた助言や支援を行うなど、保険者支援に取り組んでまいります。

なお、特定健診受診率向上のための支援として、みなし健診の広域化に関する仕組みの構築について、県と連携して検討してまいります。

(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、各市町の国保・後期・介護・保健衛生部門の連携した取組を支援できるよう、記載のとおり取り組んでまいります。

(ウ) KDB システムによるデータ分析の実施につきましては、上記の保健事業や一体的実施においてデータ活用いただいておりますが、蓄積されるデータを整理し、分析を行いまして、保険者と情報共有してまいります。

また、県と連携しまして、圏域ごとの医療費や疾病等の特徴・傾向把握を行いますとともに、医療費適正化の観点でのデータ分析にも取り組んでまいります。

98 ページをお願いいたします。

(3) 効率的な運営体制の確立でございます。

「ア 各種電算システムの円滑稼働」につきましては、保険者・連合会ともに事務を行う上で欠かすことのできないものとなっておりますので、適切かつ安定した稼働に努めてまいります。

また、令和 6 年度以降順次予定の、国保総合システム、介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムにおける、クラウド化に向けた準備を計画的に行ってまいります。

「イ 持続可能な組織運営体制」でございます。

(ア) 健全な財政運営の推進につきましては、先ほど申し上げたシステムのクラウド化に伴う掛り増し経費の財源確保につきまして、引き続き、国保中央会等関係団体と連携し、国庫補助要請を行ってまいります。

また、引き続き、良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し健全な財政運営を目指してまいります。

(イ) 人材育成等につきましては、審査支払業務改革をはじめとする諸課題に的確に対応するためには、効率的かつ効果的に取り組む姿勢と、高い専門性を持った職員が必要と考えておりますので、その育成に取り組んでまいります。

99 ページは、令和 6 年度の主要事業体系表でございますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

100 ページをお願いいたします。

議案第 21 号「令和 6 年度本会歳入歳出予算について」でございます。

101 ページをお願いいたします。

「1 基本方針」でございます。

(1) 一般会計及び各特別会計における業務勘定の予算編成にあたりましては、良質な保険者サービスを確保した中で、手数料等の事業収入を基本財源に、単年度収支の均衡を図ることを基本として、各種システムのクラウド化への対応及び更改経費等、投資的経費に対しては、補助金、減価償却引当資産及び ICT 積立資産を充当財源といたします。

(2) 歳入については、国庫補助金等を有効活用するとともに、物価高騰による委託費の増加等により、収支均衡を図ることが困難な業務においては、手数料等の単価を見直します。

(3) 歳出については、各種システムの更改経費や運用保守等の必要経費を見込んでおります。

(4) 各特別会計における支払勘定の予算編成にあたっては、社会情勢の変化や

社会保障制度改革などの動向、及び令和5年度までの実績を勘案し、必要な費用を計上しております。

(5) 国及び県からの依頼に基づく新たな事業を実施する場合は、補正予算により対応いたします。

続きまして、「2 会計別予算」でございます。

令和6年度の予算の総額は最下段でございます。

2兆259億8,157万1千円で、対前年度予算比103.3%と見込んでおります。

次に、各会計の予算の詳細でございますが、「概要版」をご用意ください。

こちらの方で説明をさせていただきます。

概要版の11ページをお願いいたします。

令和6年度予算につきましては、各会計の合計、令和5年度当初予算との比較、対前年度比と、一般会計及び特別会計の業務勘定については、主な増減を説明させていただきます。

それでは、「一般会計」でございます。

6年度予算 8億4,352万2千円、

5年度予算との比較 1億5,421万9千円の増、

対前年度比 122.4%、

主な増減は、情報共有ネットワーク機器更改経費の増、KDBシステムクラウド化に伴う国保中央会負担金の増でございます。

債務負担行為は、外部監査契約に係るもので、会計年度に合わせ決算までの監査を委託するため、契約期間を令和6年8月1日から令和7年6月30日とする必要があることから提案するものでございます。

12ページをお願いいたします。

「診療報酬審査支払特別会計」の「業務勘定」でございます。

6年度予算 42億4,645万2千円、

5年度予算との比較 4億6,737万5千円の増、

対前年度比 112.4%、

主な増減は、国保総合システムクラウド化に伴う国保中央会負担金の増、国保事務の標準化・広域化に関する支援に係るシステム開発等経費の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業終了に伴う経費の減でございます。

13ページをお願いいたします。

「診療報酬支払勘定」でございます。

6年度予算 4,321億3,356万3千円、

5年度予算との比較 39億9,350万円の減、

対前年度比 99.1%となっております。

14 ページをお願いいたします。

「介護保険事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

6 年度予算 41 億 9,150 万 5 千円、

5 年度予算との比較 3 億 7,878 万 1 千円の増

対前年度比 109.9%となっております。

主な増減は、介護保険審査支払等システム更改経費の増、KDB 補完システム機能改修経費の増でございます。

債務負担行為は、次期介護保険審査支払等システムの構築業務に係るもので、システムの構築業務が令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 年間に渡ることから提案するものでございます。

15 ページをお願いいたします。

「介護給付費等支払勘定」でございます。

6 年度予算 5,171 億 400 万 2 千円、

5 年度予算との比較 64 億 6,400 万円の増、

対前年度比 101.3%となっております。

次に、「公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

6 年度予算 47 億 9,607 万 2 千円、

5 年度予算との比較 3 億 1,743 万円の増、

対前年度比 107.1%となっております。

16 ページをお願いいたします。

「障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「業務勘定」でございます。

6 年度予算 2 億 8,150 万 1 千円、

5 年度予算との比較 4,814 万 9 千円の増、

対前年度比 120.6%、

主な増減は、障害者総合支援給付審査支払等システム更改経費の増でございます。

債務負担行為は、次期障害者総合支援給付審査支払等システムの構築業務に係るもので、システムの構築業務が令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 年間に渡ることから提案するものでございます。

17 ページをお願いいたします。

「障害介護給付費支払勘定」でございます。

6 年度予算 1,416 億 12 万 2 千円、

5 年度予算との比較 142 億 8,000 万円の増、

対前年度比 111.2%となっております。

次に、「障害児給付費支払勘定」でございます。

6年度予算 409億7,280万2千円、

5年度予算との比較 46億8,240万円の増、

対前年度比 112.9%となっております。

18ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

6年度予算 1億6,083万1千円、

5年度予算との比較 2,152万4千円の減、

対前年度比 88.2%、

主な増減は、端末等更改経費の皆減、特定健診等データ管理システム開発負担金創設に伴う国保中央会負担金の増でございます。

19ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

6年度予算 14億4,000万2千円、

5年度予算との比較は、増減なく、対前年度比100%となっております。

次に「後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

6年度予算は、6億1,200万2千円、5年度予算との比較は、増減なく、対前年度比100%となっております。

20ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

6年度予算 36億6,539万2千円、

5年度予算との比較 4億4,525万5千円の増、

対前年度比 113.8%、

主な増減は、国保総合システムクラウド化に伴う国保中央会負担金の増、後期高齢者医療審査支払システム開発負担金創設に伴う国保中央会負担金の増でございます。

21ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

6年度予算 8,739億3,380万3千円、

5年度予算との比較 421億904万円の増、

対前年度比 105.1%となっております。

なお、予算につきましては、別に参考資料2として「令和6年度収支予算書」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に「議案書」に戻っていただきまして、182 ページをお願いいたします。

議案第 22 号「令和 6 年度本会退職給付引当資産等の処分限度額について」で
ございます。

提案理由は、本会が保有する積立金を処分するため、でございます。

183 ページの別記でございます。

処分限度額でございますが、

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1 退職給付引当資産 | 1 億 268 万 5 千円、 |
| 2 保健事業積立金 | 1,000 万円、 |
| 3 財政調整基金積立資産 | 4 億 6,123 万 2 千円、 |
| 4 減価償却引当資産 | 6 億 2,872 万 2 千円、 |

184 ページをお願いいたします。

- | | |
|------------|-------------------|
| 5 ICT 積立資産 | 7 億 9,968 万 5 千円、 |
|------------|-------------------|

それぞれを処分限度額とし、処分時期につきましては、いずれも令和 6 年度内
でございます。

以上、議案第 20 号から議案第 22 号までの説明を終わります。

酒井議長

それでは、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようですので、議案第 20 号から議案第 22 号までは、原案のとおり決定す
ることに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

議案第 20 号から第 22 号は、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総
会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第 23 号「役員の選出について」を提案いたします。

よろしくお願いいたします。

入江事務局長

それでは、議案書の 185 ページをお願いいたします。

議案第 23 号「本会役員の選出について」でございます。

現役員の任期満了に伴い、次期役員を総会で選任するため、この議案を提案す
るものでございます。

理事 11 名、監事 3 名につきましては、186 ページの「本会役員被推薦者名簿」
のとおりで、任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間でご
ざいます。

以上、議案第 23 号の説明を終わります。

酒井議長

それでは、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

異議なく御承認いただきました。

議案第 23 号は、国民健康保険法第 23 条第 3 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第 24 号「通常総会の招集について」を提案いたします。

お願いいたします。

入江事務局長

それでは、議案書の 187 ページをお願いいたします。

議案第 24 号「第 147 回本会通常総会の招集について」でございます。

総会の招集は、本会規約第 33 条の規定に基づき、理事会の議決によることとなっておりますので、この議案を提案するものでございます。

188 ページでございますが、日時、令和 6 年 2 月 26 日、月曜日、午後 1 時 30 分から、場所は、18 階、本会大会議室でございます。

以上、議案第 24 号の説明を終わります。

酒井議長

御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようですので、議案第 24 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

異議なく御承認いただきました。

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了いたしました。

草田総務課長

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、副理事長の庵逄佐用町長から御挨拶を申し上げます。

庵逄副理事長

皆さん、お疲れ様でした。

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは本日、提案させていただきました議案につきましては、それぞれ原案どおり御承認をいただき、ありがとうございました。

また、2 月 26 日に予定されております総会に、それぞれ提案させていただきます。

さて、このような波乱の年明けとなりましたけれども、令和 5 年度も残り少なく、年度末を迎えて、皆さんも大変お忙しいことと存じます。

連合会におきましても、国民健康保険、そして介護保険、社会保障制度の根幹

草田総務課長

をなすこの制度の安定した運営を図っていくために、引き続き関係団体等と連携を図りながら、各種事業に来年度も積極的に取り組んでいかなければならないと存じておりますので、皆さま方の一層の御協力を賜りますよう、心からよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、まだまだ寒い日が続いており、今インフルエンザやコロナも再度かなり広まっているところもあるようなので、皆さまにおかれましても健康には御留意いただきまして、一層の御活躍をいただきますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第3回理事会を閉会いたします。

理事の皆様には、2月26日の総会に御出席いただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

議 事 録 署 名

議 長

酒井隆明

議事録署名人

三上 勇人